

平成30年度 住宅リフォーム助成事業のご案内 (1次募集)

募集期間 平成30年4月25日(水) から
平成30年5月23日(水) まで(消印有効)



【西宮市】

市内施工業者を利用した住宅リフォームの経費の一部を助成します。(1次募集のご案内)

市内産業の活性化と市民の住環境の向上を図るため、市民の皆様が市内の施工業者を利用して、自宅の改修や補修工事など(住宅リフォーム)を行う場合に、その経費の一部を助成します。

※市内の施工業者とは、西宮市内に事業所を有する者(個人業者を含む)です。見積書や領収書の所在地の記載が、西宮市内にある施工業者のみが対象となります。

対象工事 市内業者が施工する工事で、工事経費が20万円以上(税込)で、正式な助成申請手続き完了後に着手し、平成31年3月29日までに完了、工事代金の支払いを終え、所定の実績報告ができる工事で、次に該当するもの。

①住宅の改修工事その他住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良又は設備改善のための工事(一部増築を含む)

例：床や壁紙の張り替え、外壁の修繕等

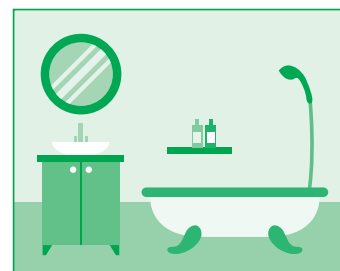
②住宅の敷地内での自家用駐車場の設置や修繕の工事

※住宅とは、人の居住を用途とする建築物としており、庭、植栽等の建築物に当たらない部分の工事や電化製品の取り付け等、対象とならない工事もあります。

※本市の他の制度による助成を受けている工事は、対象となりません。

助成金額 助成対象となる工事経費の10%で最高10万円を助成します。

対象住宅 助成申請者が所有し、居住している市内の住宅(マンションは専有部分のみ対象。収益物件と事業所は対象外)
※助成申請時に、所有及び居住していることが確認できる公的な書類の提出が必要となります。



対象者 次の要件すべてに該当する方
①西宮市内にお住まいで住民登録を有する人
②市税の滞納がない人
③助成対象住宅に居住しており、その住宅の所有者である人
※過去に当助成制度を利用された方は申し込みできません。

募集人数 60人
※応募者多数の場合は、抽選で当選者を決定します。

募集期間 平成30年4月25日(水)から平成30年5月23日(水)まで(消印有効)

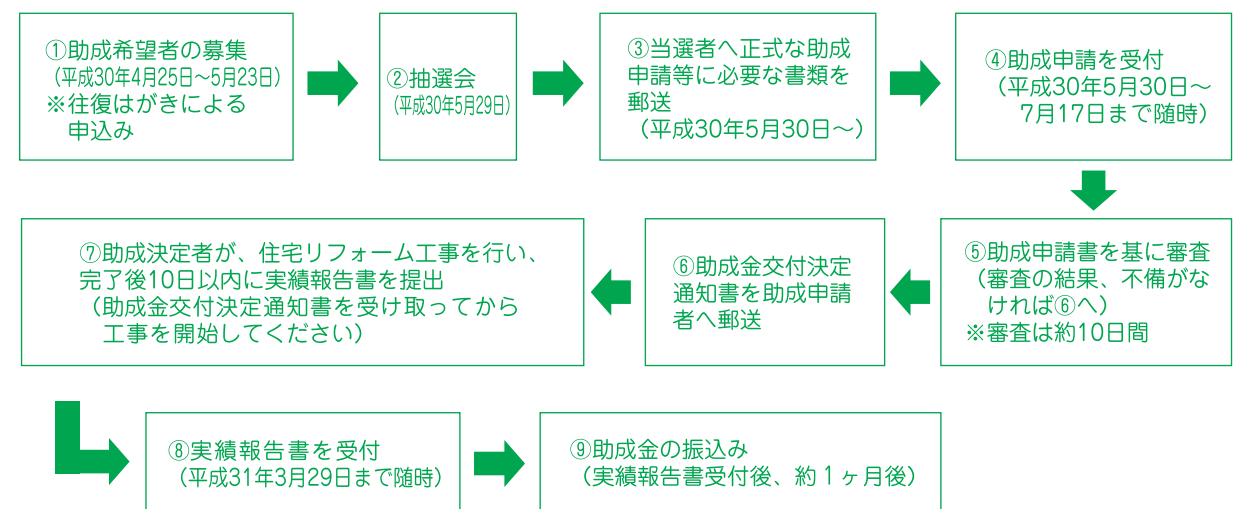
申込方法 住宅を改修するご本人が、往復はがきに①住所、②氏名、③電話番号、④予定工事日程(6月15日以降でおおまかな日程)、⑤工事内容、⑥住宅の所有者を必ず記入し、下記へ郵送で応募ください。(裏面に記入例があります。)

【郵送先】 西宮市商工課
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

※申し込みはお一人様1通です。仮に複数の往復はがきで申し込みをされても、抽選になった場合は、1通のみで抽選を行います。

西宮市のホームページで詳しくご案内していますので、ご確認ください。
[西宮市役所ホームページ]→[事業者向け情報]→[産業振興]→[公募・募集・申請]をご覧ください。


助成事業の募集から事業完了までの流れ



■ 申込みの際の往復はがき記入例


【往信の宛名面】

【返信の文面】（無記入でお願いします）

 6 6 2 - 8 5 6 7 往 信	西 宮 市 六 湛 寺 町 十 番 三 号 西 宮 市 商 工 課 宛
---	--

【返信の宛名面】

【往信の文面】

 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 返 信	西 宮 市 〇 〇 〇 町 〇 番 〇 号 西 宮 太 郎 様
---	------------------------------------

住宅を改修するご本人が申し込みをしてください。

横書きでお願いします。

氏名にはフリガナを振ってください。

電話番号は必ず記入してください。

6月15日以降でおおまかな予定を記入してください。

工事内容が決まっている場合は記入してください。

申込者と所有者が違う場合は、その理由を記入してください。

【お問い合わせ窓口】

西宮市 産業文化局 産業部 商工課

場所：市役所本庁舎8階

電話：0798-35-3326 FAX：0798-35-0051